



テミス通信

第 4 号 / 2013年7月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



お初天神の役太鼓練習風景

暑中お見舞い申し上げます

事務所への行きかえりに、お初天神の境内を横切ることがあります。

曾根崎心中で有名な神社です。

朝には、ビジネスマンに交じってお参りをしていますが、

この時期、帰り道には、子ども達の役太鼓の練習の音が遠くまで聞こえてきます。

七月第三金・土曜日の夏の例大祭まで、わくわくが続きます。

皆さまの地元には、どんな夏祭りがありますか？

お盆休みのお知らせ

8月14日（水）から16日（金）まで、お盆休みをいただきます。

国税局が、今年度の路線価を発表しました。

今年度中に不動産の贈与を考えていらっしゃる方には、

この新しい路線価をもとに贈与税の計算をすることとなります。

まだ余裕のある、この時期にご相談下さい。



テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

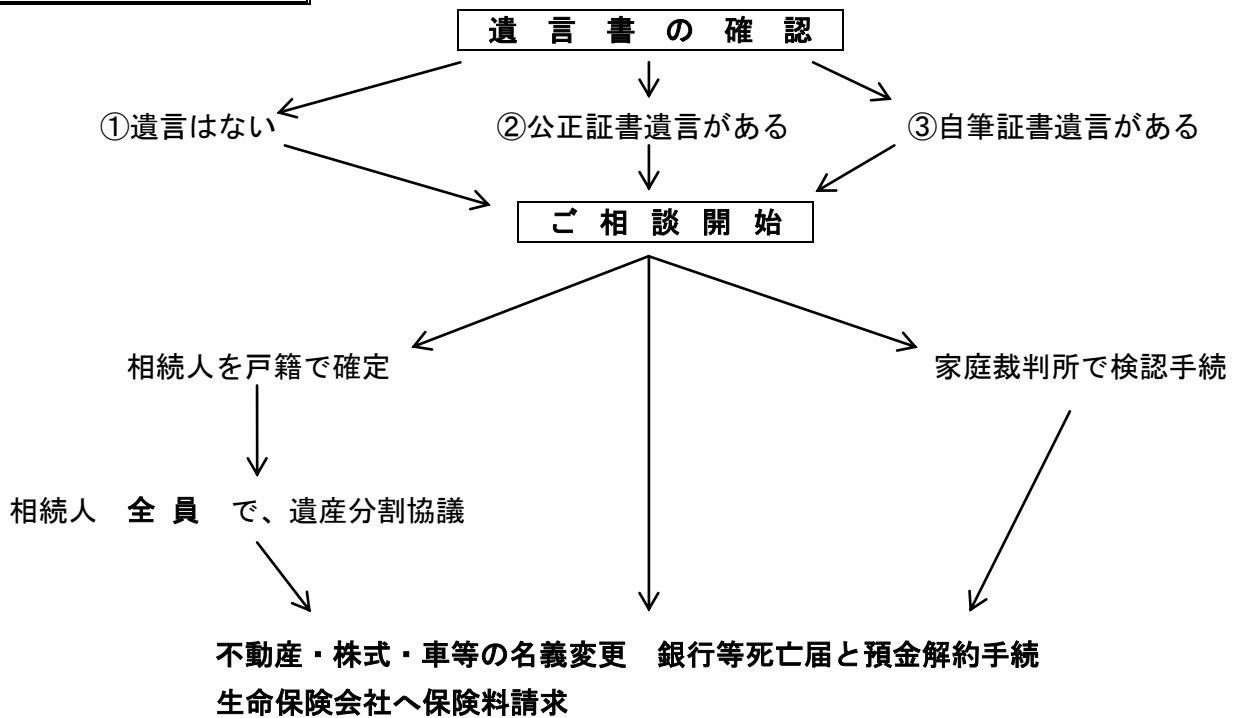
相続発生 ご相談のタイミング

まず遺族がすることは？

相続発生（被相続人の死亡）と同時に、残されたご家族がしなくてはならないことがたくさんあります。四十九日や納骨、香典返しといった仏事に加えて、期限のある法律・税務手続きは、

- 7日以内に 死亡届
- 3ヶ月以内 遺産より債務が多い場合に、相続放棄・限定承認という選択もあります。
- 4ヶ月以内 所得税（消費税）準確定申告
個人事業主など確定申告をしなければならない人の場合です。
- 10ヶ月以内 相続税の申告・納付

相続手続きフローチャート



遺言書があると、相続手続きがスムーズです

遺言のない場合、上の殆どの手続きにおいて、相続人確定のために戸籍謄本を求められます。子どもが相続人になる相続では、被相続人が生まれてからお亡くなりになるまでの一連の戸籍。ご兄弟が相続人になる相続では、これに加えて、ご両親それぞれの、生まれてからお亡くなりになるまでの一連の戸籍が必要となります。1通では足りません。一抱えも戸籍が必要になる場合もあります。本籍が遠隔地の場合、請求するのもご苦労です。

逆に言うと、戸籍さえ揃えれば、更に言えば、遺産分割協議書を作れば、それで不動産も株式も、銀行預金も相続手続きができてしまいます。

相続手続きの一番大変な部分は、銀行も保険会社も代わってやってくれません。

不動産の相続がある場合、最初に司法書士事務所に相談にお越しいただけると、必要なところをご遺族に成り代わって戸籍の取り寄せをいたします。

相続を複雑にしないために

ご相談は、相続開始後3ヶ月以内。長くそのままにして、二次相続など更に複雑にしないためにも、早めにご相談下さい。

最初のご相談が終わるころには、心持ちほっとしていただけるよう、ご負担を、少しでも代わって差し上げられたらと願ってお仕事しています。

一般社団法人とは

6月の日曜日、一般社団法人 Flower Works Japan(兵庫県西宮市屋敷町 2-19)設立記念パーティーにお招きいただきました。

花で幸せになれる人を増やし、花のある暮らしを通じて「暮らしを楽しむ文化」を広めることを理念とし、自分らしい理想の教室を実現し、地域で輝ける存在となるように育成することをミッションにしている法人です。

谷川文江代表理事の、花の生徒さん方への熱い思いを伺っていたので、感慨ひとしおでした。



↑ 谷川文江代表理事を囲んで

大きな特色は、社員(会社における株主)には、出資の必要がないことです。社員からの会費や、基金の拠出によって運営していきます。議決権は、原則として一人一議決権で、利益を社員に還元するというところもありません。



デモンストレーションで活けた
英国式アレンジメント→

←最後にご挨拶を

させていただきました



この夏の参議院選挙より成年被後見人の選挙権が認められました

平成25年5月24日 専門家による時事ネタコラム「ジジコ」JIJICO掲載記事より

(<http://jijico.mbp-japan.com/2013/05/24/articles661.html>)

平成25年3月14日、東京地方裁判所は、選挙権は憲法第15条1項及び3項並びに第44条但し書きで保障されるとした上で、成年被後見人(以下、「本人」という。)の選挙権を一律に奪う公職選挙法第11条1項1号は、選挙権を奪う「やむを得ない事由」があるという極めて例外的な場合に該当しないと判決しました。これを受けて、5月17日、自民・公明・民主など与野党8党は、一律に選挙権喪失を定めた公職選挙法の規定を削除し、不正投票防止策を盛り込んだ改正案を共同提出しました。

成年後見人は、精神上的の障害により「事理を弁識する能力を欠く常況にある」本人の財産管理・身上監護面を支援するため、家庭裁判所から選任されます。成年後見人は、本人に代わって法律行為を代理し、本人のなした行為につき、取消や追認を行う権限を有します。もっとも、本人は、日用品の購入その他日常生活に関する行為については、誰にも取り消されずに行えます。これは、成年後見制度が、意思能力が低下した後でも、残された能力を活かして、本人が決定することを尊重し、誰でもが、家庭や地域で通常の生活ができるような社会を目指すというノーマライゼーションの理念に由来します。

ところで、私自身の数少ない経験の中でも、同じ成年被後見人であっても、全く意思疎通のできない方もいれば、程度の差こそあれコミュニケーションが取れ、選挙に誘えば投票できると思われる方もいて、その実像は一様ではありません。また、成年後見制度を利用しようと考えたとき、後見人か、あるいは選挙権のある保佐人の何れが相応しいかを判断するより所は、医師の診断書です。ところが、裁判所が定める診断書の書式には、医学的所見の他には、「自己の財産を管理処分する能力」に関する医師の意見が求められていますが、「選挙権行使の可能性」を尋ねる項目はありません。また、同じ様に、事理を弁識する能力を欠く常況にある人であっても、成年後見制度を利用していなければ選挙権は認められ、利用していると認められないのは不合理です。

憲法の保障する基本的な権利である選挙権と、成年後見制度のノーマライゼーションの理念、双方から、選挙権を奪った公職選挙法の規定を削除して、成年被後見人の選挙権を回復することに満足するだけでなく、一歩進んで、選挙に行けない人や、施設に暮らしていて人手が足りずに出かけられない人に対しても、選挙権の行使を実質的に保障する制度の構築を期待します。(佐井司法書士事務所 佐井恵子)

佐井事務所 スタッフ紹介

テーマ「夏といえば？」



佐井 恵子
司法書士

海。エーゲ海で
浮かんでいたい！



山添 健志
司法書士

汗(;;)歩いていても
急いで来たの？と
よく聞かれます



石飛 佐和子
事務局

資生堂 ANESSA。毎日
紫外線との戦いです！



門垣 佳代子
事務局

花火。流れ星じゃないのに
幸せをお願いしながら
見ちゃいます

平成25年5月27日改正法案は成立し、この参議院選挙より、
成年被後見人の皆さんの選挙権が回復しました。

私も、早速、投票の意向を確かめに、成年被後見人の自宅やグループホームに行ってきました。どなたも、「投票には行きますよ。」とのお返事。後見人の仕事は、選挙権行使のための環境を整えること。そこで、ヘルパーさんに期日前投票に、あるいは投票日当日に、付き添って行ってもらうよう、それぞれ打合せをしました。

お願いすると、そんなことできるのかな？とか、本人に代わって候補者の名前を書くのですか？等々。初めてのことに、関係者は戸惑い気味ですが、ご本人はいたって涼しい顔でおられます。ちゃんと投票して、笑顔で帰ってきてもらいたいです。



大阪府中小企業家同友会で9月定例会の報告者を務めます

同友会中之島支部9月定例会(9/18)において、佐井が経営体験報告の機会をいただきます。そのための準備に、とりわけ熱い夏になりそうです。まだ何も準備できていませんが、応援し、育てていただいた皆様への感謝の気持ちを忘れずに発表しようと、それだけは心に決めています。(佐井)

佐井事務所スタッフ 他己紹介



スタッフの他己紹介、第3回目は事務局の石飛佐和子です。仕事に対して、堅実で丁寧に取り組む努力家です。「石飛さんは、何事にも『懸命』に取り組んでいます。が、その印象はあくまで『さわやか』。仕事の範囲も広がってきました。まだまだ伸び盛り！更なる成長を期待しています。」(佐井)



「僕と同郷なので、おいしいお店の話や、昔なつかしの話などでよく盛り上がります。また、映画や舞台が好きで、いろいろと気になる情報を教えてください。チケットがなくならないうちに石飛さんお薦めの劇団四季のライオンキングを早く見に行きたいと思います！」(山添)

「いつも爽やかに電話対応している石飛さん。その対応通り、性格も爽やかで優しくよく気をつく、『うちの息子の嫁には石飛さんみたいな人がいいな』『うちの娘も石飛さんみたいに育ててほしいな』と思わせる素敵な女性です。これからも事務所に爽やかな風を運び続けてくれることを期待しています」

(門垣)

司法書士事務所にできるCSR活動を考える

前回のテミス通信で出てきた「CSR活動」という言葉を、皆さん覚えていらっしゃるでしょうか。

近頃は、よく企業の不祥事がマスコミに取り上げられる度、社会の中で企業というものはお金儲けの事だけを考えていいのかと考えさせられます。

最近では大きな企業から小さな企業まで、「企業の社会的責任＝CSR」活動というものが積極的に行われるようになってきました。いわゆる企業による自発的な社会貢献活動といったところでしょうか。

企業は、主に自分の会社の事業に関連する社会貢献活動を通じて、世間に認知してもらい、長い目で見て企業の利益を図り、会社の未来の繁栄につなげます。会社にとっても利益があり社会にとっても利益を与えて貢献するという点が完全なボランティアとは違うところです。

さて、佐井司法書士事務所でも、佐井個人が司法書士会やリーガルサポート、法テラス等の無料法律相談に積極的に参加していますが、佐井司法書士事務所として何かできないかと考えました。

そこで、私たちは小さな身近なことからではありますが少しずつ始めようと思います。

使用済み用紙の裏紙を利用して印刷(環境への貢献)

エアコンの温度の調節(〃)

ペットボトルキャップの回収(〃)

使用済み切手の収集(海外医療協力)

そして、前回のテミス通信で紹介の通り、引き続き「えがお基金」によるチャリティ活動を行っていきます。身近な今できることを少しでもやる。それが大事だと思います。

小さな事でもきつと社会のどこかで役立っていると信じて。(文責・山添健志)

テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・梅雨も明け、痛いほどの日差しと体温を超える気温が続いています。皆さま、お元気でお過ごしでしょうか。日傘に飲み物を携帯し、保冷剤をハンカチに忍ばせて外出をしています。まだ7月ですが、今から秋が待ち遠しいです。熱中症に気を付けて、夏を乗り切りましょう。
- ・非嫡出子と嫡出子の相続分差について、前回と前々回テーマにしてきました。2013年7月10日に、最高裁判所で弁論が開かれ、秋には判決がでる模様です。引き続き、注目していきたいものです。
- ・表紙の写真はお初天神の役太鼓練習風景です。スマホの写真でわかりにくいかもしれませぬ。(汗)
- ・先日、一般社団法人の紹介をする機会をいただきました。施行後5年で17000法人。第二の法人に、社会起業に、会社リタイア後のビジネスや資産管理法人に。これからも、様々な活用方法を紹介していきます。(佐井)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>